

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付するコミュニティ活動推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、連合自治会が行う次条に規定する事業に補助を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称		補助対象事業の概要
一般事業		地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業（以下「一般事業」という。）
特定事業	防犯事業	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3の自主防犯活動用自動車であって、同条の規定により青色防犯灯を備えた車両による地域防犯パトロール活動（以下「防犯事業」という。）
	防災事業	(1) 地域住民を対象とする防災訓練を実施する事業（防災訓練事業） (2) 各種防災資機材等を整備する事業（防災資機材等整備事業） (3) 防災意識及び知識の向上を目的とした地域活動を行い、研修会を開催し、又はそれらに参加する事業（防災啓発及び研修活動事業） (以下「防災事業」という。)

2 前条に規定する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 尾張旭市自治会等活動促進助成金の交付を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。
- (2) 国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の補助金等を受けていない事業であること。ただし、申請事業と他の補助金等が会計上明確に区分できる場合を除く。
- (3) 宗教的又は政治的な活動でない事業であること。
- (4) 市長が適当と認める事業であること。

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、尾張旭市自治組織の育成に関する要綱（平成13年4月19日施行）に規定する連合自治会とする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費のうち、一般事業は別表第1に、特定事業は別表第2に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 食糧費。ただし、一般事業にあつては、構成員間の親睦等のための食糧費及び酒類全般を除く食糧費を可とし、防災事業にあつては、災害用備蓄食料及び防災訓練時の炊き出し等は可とする。
- (2) 会員、関係者、関係団体に対する慶弔費、見舞金、激励金品、記念品等の交際費及びこれに類する経費
- (3) 積立金及び預金（周年記念事業等に対する計画的な積立てを含む。）
- (4) 経常的な人件費
- (5) 上部・下部団体への補助金、負担金等
- (6) 会員相互の親睦、交流を目的とした研修会等に要する経費
- (7) その他市長が不相当と認めた経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、毎年度定める予算の範囲内で、別表第3に定める基準により算出した各区分の交付額の合計額を上限とする。

（交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする連合自治会は、尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、申請に係る町内会数及び世帯数は、交付申請に係る当該年度6月1日現在の連合自治会の加入数とする。

- (1) 一般事業
 - ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業計画書（第2号様式）
 - イ 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金収支予算書（第5号様式）
- (2) 特定事業（防犯事業）
 - ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業計画書（第3号様式）
 - イ パトロール実施者名簿
 - ウ 車検証の写し等の自主防犯活動用車両であることを証する書類

(3) 特定事業（防災事業）

ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業計画書（第4号様式）

イ 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金収支予算書（第6号様式）

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付決定通知書（第7号様式）により、連合自治会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、尾張旭市コミュニティ活動推進補助金不交付決定通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付決定通知を受けた連合自治会（以下「補助連合自治会」という。）から尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付請求書（第9号様式）の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（連合自治会の責務）

第9条 補助連合自治会は、補助金の交付の目的に従って、誠実かつ効率的にこれを運用しなければならない。

2 補助連合自治会は、補助金の受入れ及びその用途を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備しておかななければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助連合自治会は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、直ちに尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業変更（中止・廃止）申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助事業の中止又は廃止の場合を除き、その内容を審査し、適当と認めたときは、第8条第1項の決定を変更し、尾張旭市コミュニティ活動推進補助金変更交付決定通知書（第11号様式）により、補助連合自治会に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助連合自治会は、補助事業が完了したとき又は当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、尾張旭市コミュニティ活動推進

補助金実績報告書（第12号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに当該補助事業の成果を市長に報告しなければならない。

(1) 一般事業

- ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（第13号様式）
- イ 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金収支決算書（第16号様式）
- ウ 大会資料、記録写真その他の補助事業の実施内容が確認できる資料
- エ 領収証の写しその他の収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料

(2) 特定事業（防犯事業）

- ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（第14号様式）
- イ その他市長が必要と認める書類

(3) 特定事業（防災事業）

- ア 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（第15号様式）
- イ 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金収支決算書（第17号様式）
- ウ 領収証の写しその他の収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、尾張旭市コミュニティ活動推進補助金確定通知書（第18号様式）を補助連合自治会に送付する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助連合自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を他に流用したとき。
- (3) その他不正があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用する。

3 第1項の規定による取消しをした場合は、補助連合自治会に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金を交付しているときは、その超える分について期限を定めてその返還を命じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、令和5年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

費目	内容
報償費	講演会等の講師謝礼や調査・研究等の専門家へ委託した場合の謝礼、事業参加者の賞品など
旅費	交通費など
需用費	文具費、消耗品費、印刷製本費、燃料費など
役務費	郵便料、保険料、手数料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
備品購入費	各地域活動をする上で必要な備品の購入
食糧費	補助事業参加者の弁当、茶菓、これらに類するもの及び食材費
地域集会所維	集会所維持管理に必要となる経費全般（光熱水費、修繕費など）

持管理費	
委託料	草刈り依頼に伴う委託料など
その他	上記以外の経費で補助事業の特性から市長が適当と認めるもの

別表第2（第5条関係）

費目	内容	
	防犯事業	防災事業
報償費	防犯パトロール活動を実施した場合の謝礼、参加者の賞品	講演会等の講師謝礼や調査・研究等の専門家への委託、活動に参加した場合の謝礼、事業参加者の賞品など
旅費		交通費など
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費など	
役務費	郵便料、保険料、手数料など	
使用料及び賃借料		会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
備品購入費	各地域活動に必要な備品の購入	
食糧費		災害用備蓄食料及び防災訓練時の炊き出しなど
その他	上記以外の経費で補助事業の特性から市長が適当と認めるもの	

別表第3（第6条関係）

区分	交付額
一般事業	1 連合自治会当たり 1,000,000円 1 町内会当たり 2,000円 1 世帯当たり 230円
特定事業	防犯事業 年間当たりの延べ活動台数 1台から120台まで 20,000円 121台から180台まで 30,000円 181台から240台まで 40,000円 241台から300台まで 50,000円 301台から360台まで 60,000円 361台以上 70,000円
	防災事業 予算の範囲内で市長が定める額

尾張旭市長 殿

連合自治会名

代表者住所

氏名

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付申請書

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

【内訳】※ 町内会数及び世帯数は当該年度6月1日現在の連合自治会加入数

一般事業	1連合自治会当たり	1,000,000円
	1町内会当たり 2,000円×()町内会＝	円
	1世帯当たり 230円×()世帯＝	円
特定事業	防犯事業 年間延活動回数()回	円
	防災事業	円

2 事業別内訳

- (1) 事業名 () 円
- (2) 事業名 () 円
- (3) 事業名 () 円
- (4) 事業名 () 円
- (5) 事業名 () 円
- (6) 事業名 () 円
- (7) 事業名 () 円
- (8) 事業名 () 円

3 添付書類（事業毎に各1部）

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（防犯事業を除く。）
- (3) パトロール実施者名簿及び車検証の写し等の自主防犯活動用車両であることを証する書類（防犯事業のみ）

第2号様式（第7条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業計画書（一般事業）

連合自治会名

事業名			
実施日時	実施場所及び内容	参加予定人数	備考
事業の概要 及び予定する 成果			

第3号様式（第7条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業計画書（防犯事業）

連合自治会名

パトロール地区																																	
実施月	活動予定台数	活動予定日																															
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
合計																																	

第5号様式（第7条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業収支予算書

連合自治会名 _____

（事業名 _____）

（収入）

費 目	予算額（円）	積算根拠
計	円	

（支出）

費 目	予算額（円）	積算根拠
合 計	円	

年 月 日

尾張旭市長 殿

連合自治会名

代表者住所

氏名

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました尾張旭市コミュニティ活動推進補助金につきましては、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

【内訳】	（	一般事業	金	円	）
		特定事業（防犯事業）	金	円	
		（防災事業）	金	円	

2 振込先

(1) 一般事業

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金 種目	普通 当座
口座番号		ﾌｶｶﾞｯ	-----		
		口座名義人	-----		

(2) 防犯事業

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金 種目	普通 当座
口座番号		ﾌｶｶﾞｯ	-----		
		口座名義人	-----		

(3) 防災事業

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金 種目	普通 当座
口座番号		ﾌｶｶﾞｯ	-----		
		口座名義人	-----		

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

連合自治会名

代表者住所

氏名

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました補助事業について、次の理由により変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由及びその内容
- 2 添付書類

第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

連合自治会名

代表者住所

氏名

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金実績報告書

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告
します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

【内訳】

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業名 () | 円 |
| (2) 事業名 () | 円 |
| (3) 事業名 () | 円 |
| (4) 事業名 () | 円 |
| (5) 事業名 () | 円 |
| (6) 事業名 () | 円 |
| (7) 事業名 () | 円 |
| (8) 事業名 () | 円 |

2 添付書類（事業毎に各 1 部）

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書（防犯事業を除く。）
- (3) 補助事業の実施内容が確認できる資料（特定事業を除く。）
- (4) 補助対象経費に係る支出内容が確認できる資料（防犯事業を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（一般事業）

連合自治会名

事業名			
事業の成果 及び課題等			
実施日時	実施場所及び内容	参加人数	備考

第14号様式（第11条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（防犯事業）

連合自治会名

パトロール地区																	
実施月	活動台数	活動日															
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
合計																	

第15号様式（第11条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業報告書（防災事業）

連合自治会名

事業名	防災事業
事業の成果及び課題等	

【防災訓練事業】

実施日	事業名	実施内容	参加人員	実施場所

【防災資機材等整備事業】

実施日	事業名	実施内容	参加人員	実施場所

【防災啓発及び研修活動事業】

実施日	事業名	実施内容	参加人員	実施場所

第16号様式（第11条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業収支決算書

連合自治会名 _____

（事業名 _____）

（収入）

費目	決算額（円）	決算額の明細
計	円	

（支出）

費目	決算額（円）	決算額の明細
合計	円	

第17号様式（第11条関係）

尾張旭市コミュニティ活動推進補助金事業収支決算書（防災事業）

連合自治会名 _____

（収入）

費目	決算額（円）	決算額の明細
計	円	

（支出）

【防災訓練事業】

費目	決算額（円）	決算額の明細
小計	円	

【防災資機材等整備事業】

費目	決算額（円）	決算額の明細
小計	円	

【防災啓発及び研修活動事業】

費目	決算額（円）	決算額の明細
小計	円	
合計	円	